

政策大綱 6 行財政・市民総働

効率的な行財政運営と、
市民総働のまち

6-1 市民総働の推進

10年後の 目指す姿

- 市内各地区で市民による自主的な地域運営や活動が推進されています。
- 政策形成過程への市民参画が進み、市政に市民の声が反映されています。
- NPO やボランティア団体等が、まちづくりの担い手として、自主的に公益活動を展開しています。

5年間の 取組の方針

- 各地区の活動拠点となる住民センターの新築・改修等の支援を推進するとともに、各地区の活動や運営の支援を推進します。
- NPO やボランティア団体等、市民活動団体の支援を推進するとともに、地域のまちづくりや地域課題の解決を担う団体や人材の育成に努めます。
- すべての市民と行政による市民総働のまちづくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年3月末)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
NPO・ボランティア登録団体数	市を拠点として活動するNPO 法人と市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体の合計	93 団体	105 団体	113 団体

現状と課題

- 市内には 101 の行政区があり、住民センターを拠点とした地域活動が展開されています。しかし、行政区と地域コミュニティの組織単位が必ずしも一致しておらず、人口や世帯規模、人口減少の状況などが異なることから、各コミュニティの現状を踏まえた組織運営が課題となっています。
- 特に山間地等においては、高齢化や過疎化、若い年代の流出などが深刻であり、地域事業の実施に支障が生じているだけでなく、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されています。このような状況を踏まえた事業の見直しや効率化、地域コミュニティのあり方の検討が必要です。
- 各行政区等が所有する住民センターは施設の老朽化が深刻であり、維持管理の財政的・人力的負担が大きくなっています。
- 人口減少や少子化、高齢化が進行する中、各地区や市全体が持続的に発展するためには、市民と行政が互いの責任と役割を理解し、支え合いながらまちづくりに取り組む必要があります。これまで以上に市の政策形成過程に市民が行政と対等の立場に関わり、市民の声を市政に反映できる体制づくりが必要です。

- 本市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、平成 28（2016）年に担当係を新設しました。今後は、産業界、教育機関や研究機関、金融機関など多様な主体を含むすべての市民と行政による「総働」の必要性や効果、方法に関する情報提供と共有を推進するとともに、市民と行政双方の意識改革を図ることが必要です。
- NPO やボランティア等の市民活動団体が地域づくりの一翼を担って活動していますが、市民の理解や参画は十分とはいえず、団体同士のつながり、情報の発信・共有、活動の拠点となる場や機能の充実が必要です。

施策展開の方向

1 市民総働によるまちづくりを推進します。

◆市民総働によるまちづくりの醸成

市民総働のまちづくりについて、その必要性や効果、方法に関する講演会の開催や情報の提供・共有を推進し、市民・行政双方の意識の醸成を図ります。

◆情報提供の充実

ホームページ等を活用した市民・市民活動団体への情報の提供や共有、交流の場の設置など、誰もが市民活動へ参加しやすい環境づくりを推進します。

2 地域コミュニティによるまちづくりを促進します。

◆地域コミュニティの再編・事業見直し等の支援

地域の特性等を考慮し、持続可能な地域コミュニティを維持するため、行政区の統合、再編等の検討や支援を推進します。また、構成する世帯数の減少や世帯員の高齢化を踏まえ、事業の見直しなどによる効率化を促進します。

◆地域コミュニティ施設の維持管理支援

各行政区等が所有する住民センターについて、施設の維持と活動拠点としての機能強化のための整備を支援します。

3 市民主体のまちづくりを促進します。

◆市民活動の支援

地域の活性化や地域課題の解決に取り組む市民活動団体の支援を推進します。特に公益的な活動に新たに取り組む市民活動団体には、補助金の交付を行い、自主的で継続性のある活動の立ち上げを促進します。また、地域活動の中心的な役割を担う人材を育成します。

◆活動拠点の整備

市民と行政、さまざまな市民活動団体をつなぐ場となる活動拠点の整備とコーディネート機能の充実により、市民主体の地域づくり活動を推進します。

市民の役割

- ▶ まちづくりを担う一員としての意識を持ち、自ら行動します。
- ▶ 市民総働について理解を深め、情報の取得に努めます。
- ▶ 地域の活動や市民活動に積極的に関わります。

6-2

人権教育・啓発の推進

10年後の
目指す姿

- 市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、人権を尊重する考えと行動が定着しています。

5年間の
取組の方針

- 人権についての正しい認識を醸成し、さまざまな人権課題への理解を深め、解決するための啓発を推進します。
- あらゆる機会を通して、子どもから大人まですべての市民への人権教育・啓発を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
人権教育・啓発講演会への参加人数	2か所の隣保館における人権教育・啓発講演会参加者数の合計	150人/年	160人/年	170人/年
人権教育講演会への参加率	人権教育講演会参加者数を総人口で除した値	0.71%	0.73%	0.75%
人権教育映画会への参加率	人権教育映画会参加者数を総人口で除した値	0.28%	0.30%	0.32%
人権と平和を考える講座への参加率	人権と平和を考える講座参加者数を総人口で除した値	0.36%	0.38%	0.40%

現状と課題

- 人権尊重の知識と行動を身に付けることは、まちづくり全体の基礎となるたいへん重要な課題です。しかし、人権課題に対する市民の関心は高いとはいえません。また、人権講演会などの教育・啓発の機会への参加者は多いとはいえません状況となっています。
- 地域社会においては、依然として同和、障がい者、女性、高齢者などへの偏見や差別が存在しており、人権教育・啓発の効果的な方法や機会の検討・実施が必要です。
- 社会経済情勢の変化により、子どもたち等の間でのいじめ、インターネットや職場における人権侵害など、人権課題が複雑・多様化しています。誰もが人権侵害の被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、継続的な人権教育・啓発の推進が必要です。

施策展開の方向

1 あらゆる機会を通して人権教育・啓発を推進します。

◆人権教育の充実

社会経済情勢の変化に伴って複雑・多様化する人権課題に対応する新たな「安中市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育を計画的に推進します。

◆人権啓発の推進

行政、関係機関等が連携し、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会や場を通して子どもから大人まですべての市民への人権啓発を推進します。また、その効果的な方法を検討し、それに基づく実践を推進します。

◆同和対策の推進

同和対策を実施している団体と協力、連携しながら同和問題解決のための啓発を推進します。

2 相談体制の充実を図ります。

◆相談窓口の充実

さまざまな人権課題について、市民が気軽に安心して相談できるよう、各種相談窓口の充実を図り、迅速で適切な対応に努めます。また、民間活動団体等による支援の取組などについて、状況に応じた情報提供に努めます。

◆人権擁護委員等との連携強化

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員や、国や県等関係機関との連携を強化し、人権侵害の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

市民の役割

- ▶ 人権について学ぶ機会に積極的に参加します。
- ▶ 人権課題について理解し、適切に考え、行動します。

関連する計画・指針等

- ・安中市人権教育・啓発に関する基本計画【計画期間：平成30年度～】

6-3

男女共同参画の推進

10年後の
目指す姿

- 性別に関わらず、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、責任を担い合う男女共同参画のまちづくりが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 男女共同参画への理解と啓発を推進します。
- 企業・事業者等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の見直しや環境整備を促進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
審議会等委員の女性比率 〔市の政策・方針決定過程への 女性の参画状況を測る指標〕	地方自治法（第202条の3）に基づ く審議会等の委員数に占める 女性委員数の割合	26.3%	33.0%	40.0%

現状と課題

- 性別に関わりなく、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、ともに責任を担い合う社会の実現は、暮らしやすく、働きやすいまちづくりに欠かせないだけでなく、人口減少が進行する中で、地域や経済の基盤を維持する上でもたいへん重要です。しかし、男女共同参画に対する市民の関心は高いとはいえません状況となっています。
- 地域社会においては、依然として男女の役割分担を固定的に捉える意識、性別による偏見や差別などが存在しており、より効果的に男女共同参画の理念を浸透させ、制度や慣行の見直しを進めることが必要です。
- 職場においては、女性の活躍推進のため、男性中心型の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ることが必要であり、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備が企業・事業所等に求められています。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）等の女性に対する暴力が社会問題となっていることを受け、本市では平成28（2016）年に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。このセンターでは、継続的な相談対応や自立に向けた支援をワンストップで行い、被害者支援の中心的な役割を担っています。しかし、DV被害は表面化しにくいことが多く、潜在的な被害者が少なくないと考えられています。DV被害に早期に対応し、深刻化を防ぐため、情報の提供やセンターの役割の周知を図ることが必要です。また、近年では若年層におけるデートDVが増加しており、予防の観点から若い世代への啓発が必要となっています。

施策展開の方向

1 男女共同参画の地域づくりを推進します。

◆男女共同参画社会形成のための意識啓発

広報活動や講座の開催などにより、家庭や職場、地域活動等のさまざまな場における性別役割分担意識の解消と意識啓発に努めます。

◆女性の社会参画の促進

審議会委員など、市の政策決定の場への女性の参画を推進します。また、企業・事業者等における男女の均等な雇用機会と待遇の確保や、女性の管理職登用の促進を働きかけます。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）

男性の育児・介護等への参画を促進するとともに、労働時間の削減や男性の育児休業取得など、男性中心型の働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所等に対する働きかけや主体的な取組の支援を推進します。

◆仕事と育児・介護等の両立を支援する体制づくり

保育サービスや介護サービスの充実、相談・支援体制の強化などにより、仕事と育児や介護を両立しながら活躍できる社会づくりを推進します。

3 職場における女性の活躍を推進します。

◆職場環境の整備の推進

企業・事業所や関係機関等との連携により、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を推進します。

4 DVの防止と相談体制の充実に努めます。

◆安中市配偶者暴力相談支援センターの機能強化

相談支援センターにおける相談対応の強化や被害者支援の充実を図ります。また、相談しやすい体制づくりや、センター機能の周知に努めます。

◆DV防止の推進

DVについての正しい認識の周知と啓発に努め、未然防止と深刻化の防止を推進します。

市民の役割

- ▶ 「男は仕事、女は家庭」など、固定観念による役割の決めつけはしません。
- ▶ 多様で柔軟な働き方を尊重します。

関連する計画・指針等

- ・ 第2次安中市男女共同参画計画【計画期間：平成26～30年度】

6-4 情報発信の充実

10年後の
目指す姿

- 誰もが簡単に市の情報を入手できるようになっています。
- 申請や施設予約などさまざまな行政手続きが電子化され、市民生活の利便性が向上しています。

5年間の
取組の方針

- 市民のライフスタイルの多様化に対応した情報発信の仕組みを構築します。
- ICT^{*1}利活用を推進し、業務の効率化・迅速化と行政情報の公開、市民サービスの向上を図ります。
- デジタル媒体による行政事務の効率化を図るとともに、その成果を体験する機会の提供や周知に努めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
市ホームページへのアクセス件数	グーグルアナリティクス ^{**2} により把握	256,000 件/年	300,000 件/年	350,000 件/年
市SNS ^{**3} の日平均閲覧件数	ツイッターアクティビティ ^{**4} により把握	1,000件/日	3,000件/日	6,000件/日

現状と課題

- 情報発信手段において、デジタル媒体の比重は今後さらに大きくなると考えられます。また、SNSの利活用など、情報発信を取り巻く環境は近年大きく変化しており、今後も人工知能(AI^{**5})をはじめとしたテクノロジーの進化などを背景に、情報の発信と受信の方法の変化が見込まれます。
- 紙媒体による情報入手の需要が依然として高いことを踏まえ、デジタル媒体と紙媒体の連携や、それぞれの特性を活かして用途に合わせた活用が必要です。
- ICTの利活用を推進することにより、業務の効率化だけでなく、地域の実情に応じた多様な取組や、市民の利便性の向上を図ることが求められています。また、近年のサイバー攻撃の高度化・複雑化に対応した情報セキュリティの強化が重要となっています。

施策展開の方向

1 市民ニーズに応じた使いやすい情報の受発信に努めます。

◆情報発信体制の構築

市民の多様なライフスタイルやニーズに対応し、必要な市の情報を誰もが簡単に入手できる情報発信体制の構築を推進します。

◆情報発信媒体間の連携

広報紙やホームページなど媒体の違いによる情報の偏りがないう、連携の強化に努めます。また、デジタル媒体の利便性を体験する機会の提供や周知に努めます。

◆情報発信媒体の利活用

市民のニーズや情報受発信手段・手法の社会的な動向を踏まえ、新たな情報発信媒体の活用を検討するとともに、より利用しやすく、分かりやすい情報発信に努めます。

2 情報技術による行政業務の効率化と利便性向上を図ります。

◆電子自治体の推進

既存システムのクラウド化^{※6}、情報セキュリティの強化、緊急時における業務継続体制の整備など、電子自治体の体制整備を推進します。また、職員の情報処理能力と情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。

◆市民サービス向上のための ICT 利活用の推進

統合型 GIS^{※7}の一般公開、オープンデータの整備、施設予約や申請届出等をはじめとした行政手続きの電子化など、ICTの利活用の推進による市民の利便性の向上を図ります。

市民の役割

- ▶ 市の発信する情報に関心を持ちます。
- ▶ 電子申請や予約システムなどを積極的に利用します。

関連する計画・指針等

- ・安中市情報セキュリティポリシー

※1 ICT (Information and Communication Technology)：情報・通信技術の総称。

※2 グーグルアナリティクス：米国グーグル社が提供するアクセス解析サービス。

※3 SNS (Social Networking Service)：フェイスブック・ツイッター・インスタグラム・LINE など、インターネット上で人と人のつながりや交流を図るサービスの総称。

※4 ツイッターアクティビティ：ツイッター社が提供するアクセス解析サービス。

※5 AI (Artificial Intelligence)：人工知能。

※6 クラウド化：クラウド (cloud) は元々雲の意味。電子データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方やサービス。保存する場所 (サーバー) が雲に例えられる。

※7 GIS (Geographic Information System)：主に地方自治体内の部門において使用する地図情報 (道路、街区、建物、河川など) を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にする仕組み (システム) のこと。

6-5

効率的で健全な行財政運営

10年後の 目指す姿

- 質の高い公共サービスが効率的かつ効果的に提供されています。
- 新庁舎が整備され、防災拠点や避難場所としての機能が周知されています。
- 市有未利用地の活用が進んでいます。
- 弾力性に富んだ財政運営が実現しています。
- 近隣自治体との連携が進み、広域的な課題への対応が進んでいます。

5年間の 取組の方針

- あらゆる手段・手法を検討しながら業務改革に取り組むことにより、持続可能な行政サービスを提供します。
- 庁舎整備を推進し、行政サービスの向上を図ります。
- 条例・要綱を整備し、未利用地の有効活用に努めます。
- 職員の意識改革を促し、歳出削減を徹底します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28 年度決算)	中間目標値 (H34 年度決算)	最終目標値 (H38 年度決算)
経常収支比率 〔市財政の弾力性（余裕）を測る 指標。値が低いほど財政の弾力 性が高い〕	地方財政状況調査（決算統計）	104.0%	93.0%	88.0%

現状と課題

- ・ 厳しい財政状況下において、効率的・効果的な行政運営により、人口減少や少子化・高齢化の進行、行政ニーズの多様化などの社会経済情勢の変化に適切に対応し、質の高い公共サービスを提供するとともに、優先度の高い事業を見極めながら財政の健全化を図ることが必要です。
- ・ 国からの要請や本市の財政状況から、民間資本や民間のノウハウを活用した公共サービスや公共事業（PPP^{※1}/PFI^{※2}）の検討・導入が急務となっています。
- ・ 昭和 34（1959）年建設の本庁舎と昭和 44（1969）年建設の中庁舎は、数度の増改築を経て現在に至っていますが、老朽化や耐震不足が指摘されており、新庁舎整備に向けた本格的な検討体制づくりとその推進が必要です。
- ・ 市有未利用地、土地開発基金を利用して市が購入した土地について、利用目的がなくなるなど売却が可能になった場合、公売等により積極的な処分を図ることが必要です。
- ・ 本市は高崎市とともに高崎市・安中市消防組合を組織し、消防・救急業務の広域的な連携を図っています。また、富岡市や甘楽地域の町村とともに西毛地区開発協議会を組織し、幹線道路の整備等、西毛地区の基盤整備を推進していますが、広域的な課題に効率的に取り組むためには、より多くの近隣自治体等との連携を図ることが必要となっています。

施策展開の方向

1 効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

◆行政改革の推進

「第2次安中市行政改革大綱」及びその実施計画に基づき、効率的かつ弾力的な組織整備、行政評価による事業の見直し、歳出削減と新たな財源の確保、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応できる職員の育成など、さらなる取組を推進します。

◆市民総働によるまちづくりの醸成（再掲）

市民総働のまちづくりについて、その必要性や効果、方法に関する講演会の開催や情報の提供・共有を推進し、市民・行政双方の意識の醸成を図ります。

◆民間活力の活用推進

事業の性質に応じて、公と民の役割を再検証し、民間委託、指定管理者制度、PFIなど民間の優れたノウハウを活かした手法の検討・導入を推進します。

2 庁舎整備に向けた検討を推進します。

◆庁舎整備の検討推進

防災拠点、避難場所などの機能を備えた庁舎整備に向け、専門の部署を設置し、本格的な体制による検討と整備を推進します。

3 財政運営の健全化を図ります。

◆健全な財政運営の推進

市民総働のまちづくりの推進により、必要な事務事業について先例にとられない絞り込みを行い、徹底した行政のスリム化と健全な財政運営を推進します。

4 近隣市町村との広域連携を強化します。

◆広域行政の推進

近隣市町村との連携による共同処理等の事業を推進し、広域的な行政課題の効率的な解決に努めます。

市民の役割

- ▶ 行財政の状況について関心を持ち、理解を深めます。
- ▶ 市民総働によるまちづくりを担う一員としての認識を持ち、市政に積極的に関わります。
- ▶ 庁舎整備や未利用地活用に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・ 第2次安中市行政改革大綱【計画期間：平成27～31年度】
- ・ 第2次安中市行政改革大綱実施計画【計画期間：平成27～31年度】
- ・ 安中市市有財産利活用基本方針

※1 PPP (Public Private Partnership)：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用して効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※2 PFI (Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力等を活用して効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。PFIはPPPの手法の1つ。

